

## 川口市市民投票条例策定委員会 重要項目② 「市民投票を請求する場合の要件」

### 1 請求資格者の範囲・請求、発議の要件

#### (1) 市民請求における請求の要件

議会の議決等	3分の1 (3市)	5分の1 (2市)	6分の1 (6市)	10分の1 (2市)	50分の1 (1市)
不要 (12市)	直接請求(議会の解散等) 高浜市、大和市、防府市	富士見市、 宮古市	合併特例法(協議会設置投票請求) 川口市素案、坂戸市、豊中市、 桐生市、山陽小野田市、北広島市	広島市	
要 (2市)				川崎市	直接請求(条例制定改廃請求) 合併特例法(協議会設置請求) 小諸市

#### (2) 議会請求における請求の要件

議会請求可(10市)		議会請求不可(4市)
提案議員数 3分の1(1市)	提案議員数 12分の1(9市)	
富士見市	川口市素案、川崎市、高浜市、山陽小野田市、 大和市、防府市、北広島市、宮古市、小諸市	広島市、坂戸市、豊中市、桐生市

#### (3) 市長発議における発議の要件

市長発議可(10市)		市長発議不可(4市)
議会の議決等 要(2市)	議会の議決等 不要(8市)	
川崎市、小諸市	川口市素案、富士見市、高浜市、山陽小野田 市、大和市、防府市、北広島市、宮古市	広島市、坂戸市、豊中市、桐生市

## 川口市市民投票条例策定委員会 重要項目② 「市民投票を請求する場合の要件」

### 2 市民請求等があった場合の市長の投票実施義務

14市すべての市で、市民投票が請求された際の市長の投票実施義務あり

但し、以下の要件を付している団体もある。

- ・市議会との協議を要し、出席議員の3分の2以上の者の反対があるときは、投票は実施されない。(川崎市)
- ・市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、投票を実施しなければならない。また、市民請求の署名数が4分の1を超えたときは、議決を必要としない。(小諸市)

### 3 同一事項等の請求、発議の制限

		市民投票が実施された同一事項の制限 (投票結果の告示から2年間)	
		あり (12市)	なし (2市)
請求、発議に係る手続きが 開始されている同一事項の制限 (請求手続きが開始された日か ら投票結果の告示の日まで)	あり (2市)	北広島市	川崎市
	なし (12市)	川口市素案、富士見市、広島市、坂戸市、 高浜市、桐生市、山陽小野田市、大和市、 防府市、宮古市、小諸市	豊中市

## 川口市市民投票条例策定委員会 重要項目 「市民投票を請求する場合の要件」

## 【趣旨】

市民投票の請求権を有する者、請求に必要な署名数を主に定めるものです。他市の市民投票条例では、市民のほか市議会にも請求することを認め、さらに市長自らの発議についても認めている例が見られます。

市民請求については、投票資格者と同様に年齢や国籍の要件、請求に必要な署名数を定めることが必要となります。議会請求を認める場合は、議会に市民投票請求の議案を提案するのに必要な議員数と議会の議決に必要な議員数を定めます。

また、請求、発議が行われた際における市長の市民投票実施義務、市議会との協議の要否、さらに、同時請求及び発議の制限、市民投票を実施した案件の請求及び発議の制限について規定している例も見られます。

## (素案)

## (市民投票の請求等)

- 第4条 投票資格者は、重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市民投票を発議し、その代表者から、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。この場合において、署名に関する手続等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第6項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。
- 2 市議会は、重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により、市民投票を発議し、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。
- 3 市長は、重要事項について、自ら市民投票を発議し、市民投票を実施することができる。
- 4 市長は、第1項の規定による市民からの請求（以下「市民請求」という。）又は第2項の規定による議会からの請求（以下「議会請求」という。）があったときは、その請求の内容が第2条の各号の規定に該当する場合を除き、市民投票を実施しなければならない。
- 5 市長は、市民請求若しくは議会請求があったとき、又は第3項の規定により自ら市民投票を実施（以下「市長発議」という。）するときは、直ちにその要旨を公表するとともに、川口市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）にその旨を通知しなければならない。

## (市民等請求及び市長発議の制限期間)

- 第21条 この条例による市民投票が実施された場合（第18条第1項の規定により市民投票が成立しなかった場合を除く。）には、その結果が告示された日から2年が経過するまでの間は、同一の事項又は実質的に同一と認められる事項について市民請求若しくは議会請求又は市長発議を行うことはできないものとする。

## (概要)

市民投票の請求及び発議として第4条には、市民投票の請求資格者及び請求の要件、市長の市民投票実施義務、市民投票実施告示及び選挙管理委員会への通知を規定しています。

第4条第1項は、市民請求における市民投票の請求権を有する者を、素案第3条に定める投票資格者としています。投票資格者は「公職選挙法第9条第2項」の規定を準用し定めていることから、具体的な市民請求の資格者は、日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上川口市の区域内に住所を有する者となります。

また、請求の要件として、投票資格者の総数の6分の1の署名を集めることを必要とし、署名に関する手続等については、地方自治法の規定を準用しています。

第2項は、市議会が市民投票の実施を請求できることが規定されています。その要件として、市議会への議案の提出には、議員の定数の12分の1以上の賛成を必要とします。これにより提出された市民投票の議案は、市議会の出席議員の過半数の賛成により、市長に対して市民投票の実施を請求することができることとしています。

第3項では、市長が自ら市民投票を発議できることが規定されています。

この第1項から第3項の規定により、市民投票の請求者及び請求の大まかな要件は具体的には、次のとおりとなります。

- ・市民請求 … 投票資格者がその総数の6分の1の署名を集め請求する。
- ・議会請求 … 議員定数の12分の1以上の賛成により議案を提出し、出席議員の過半数の賛成により請求する。
- ・市長発議 … 市長は自ら市民投票を発議できる。

第4項は、市長の市民投票実施義務を規定しています。市民請求及び議会請求があったときは、素案第2条に定める市民投票に付することができる事項である限り、市長は市民投票を実施しなければならないとしています。

第5項では、市長の市民投票の請求及び実施の公表義務を定めています。さらに、素案第6条第2項の規定により、市民投票の管理及び事務を委任することになっている選挙管理委員会にその旨を通知しなければならないこととしています。

第21条には、市民投票が実施された際は、その投票に付された事項と同一と認められる事項については、2年間は請求又は発議ができないことを規定しています。

素案では、上記の規定としていますが、他市ではこれらのほか、市民請求および市長発議の実施に市議会との協議等を必要とする例があり、また、既に請求手続きが始まっている際には、同一と認められる事項については、請求及び発議ができないことを規定している例もあります。

**【検討事項 1 請求資格者の範囲・請求、発議の要件】**

市民投票の請求資格者については、本市の自治基本条例第30条第1項に「市長は、市内に住所を有する市民若しくは議会から請求があったとき、又は自ら必要があると判断したときは、市政に関する特に重要な事項について市民の意思を確認するため、市民投票を実施する。」と規定されていることから、素案では、市民、市議会が請求の権利を有し、市長も自ら発議することができるとしています。他市の例では、同様に市民、市議会及び市長に請求若しくは発議を認める団体と、市民のみに認める団体があります。

市民請求に係る市民のうち請求権を有する者の定義としては、素案第4項第1項により「投票資格者」としています。投票資格者とは、素案第3条に定める投票資格者のことであり、具体的には公職選挙法第9条第2項から、日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者となります。

市民において請求資格者と投票資格者を同一としたのは、請求の権利と投票の権利を持つ者を異なる範囲とする理由がなく、また、請求と投票の権利を併せ持つことによるのみ市民投票の制度が十分に活用できることによるものです。請求資格者と投票資格者の範囲については、他市でも同一の範囲で規定されています。

市民請求に必要な署名数については、他市では、ごく一部を除き、3分の1から50分の1の範囲に規定されています。これは、地方自治法に基づく直接請求の例が、議会の解散及び長の解職請求は3分の1、条例の制定改廃の請求は50分の1に規定されていることから、これらとのバランスを考慮した結果と考えられます。また、署名数を検討する際には、市議会の議決の要否についても考慮することが必要となります。地方自治法の条例制定改廃請求については、請求後、議会に付することが定められていることから、市民投票の市民請求に必要な署名数を50分の1より厳しい要件とし、さらに市民投票の実施に市議会の議決を要することは、常設の市民投票条例を設置する利点がないこととなります。

次に、議会請求については、市議会への議案の提出に必要な賛成議員数と、提出された議案の可決に必要な議員数の二つの要件を規定する必要があります。前者の提出に必要な賛成議員数についての他市の例では、議員定数の3分の1から12分の1の範囲で、12分の1の賛成者を要する団体が多数を占めます。これは、地方自治法の規定では、市議会における議員の議案提出権が12分の1の賛成者を要することと整合性を取っているものと考えられます。また、後者の議案の可決に必要な議員数は、他市の例では、おおよそ過半数と規定されています。

素案では、市民請求については、素案に基づく市民請求による投票の実施に、議会の議決を要しないことを考慮したうえで、市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項の規定による合併協議会設置協議についての選挙人投票の例を参考に6分の1とし、議会においては、地方自治法の議員の議案提出権と同様に、議員定数の12分の1の者の賛成を得て議員提案し、かつ、出席議員の過半数で市長に市民投票を請求できるものとしています。さらに市長につきましても、自治基本条

例第30条第1項の規定により、市民投票を発議できるものとしていますが、地方自治法による直接請求とのバランス、市民投票と市議会の関係を考慮したうえで、検討を要すものです。

(素案(関連箇所抜粋))

(市民投票の請求等)

- 第4条 投票資格者は、重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市民投票を発議し、その代表者から、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。この場合において、署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第6項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。
- 2 市議会は、重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により、市民投票を発議し、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。
- 3 市長は、重要事項について、自ら市民投票を発議し、市民投票を実施することができる。

(具体的検討事項)

市民投票の請求権を有する者、請求に必要な署名数等を下記の点から検討する。

- ・市民請求の請求権を有する者の範囲
- ・市民請求に必要な署名数
- ・議員請求において、市議会への議案提出に必要な賛成議員数
- ・議員請求において、市民投票請求議案の可決に必要な賛成議員数
- ・市長発議の要件

**【検討事項2 議会への協議】**

市民請求により投票の請求が為された場合又は市長が自ら市民投票を発議した場合に、議会への協議を要するかについては、各自治体において規定が分かれています。また、協議を要しないとする団体が多数を占めています。また、議会への協議や議決を要することとしている一部の団体においては、市民請求の署名数がある一定以上集まった場合には、議会への協議を必要としないなど、特別な要件を付している例も見られます。

市民請求については、市民投票制度と議会制度との関係性を考慮することが必要となりますが、さらには、必要な署名数と議会への協議の要否を関連付けて検討する必要があります。例えば、地方自治法における直接請求の条例制定改廃請求が50分の1の署名を持って請求できることを考慮すれば、常設型の市民投票条例における市民請求の署名数を50分の1以上の数とし、さらに議会との協議を課すことは、実質的に常設型の市民投票条例の利点がないと考えられます。このことから、事務局素案においては、市民請求の署名数を直接請求より厳しい6分の1に規定する代わりに、議会への協議を必要としないこととしています。

また、市民請求及び議会請求では複数の者による賛成の意思表示が必要となりますが、市長発議は、市長個人での単独発議が可能となることを懸念し、議会への協議を課すべきであるとの意見があります。一方、市長発議に議会との協議を課すことは、市長と議会が対立した際に、問題解決の最終手段として、市長自らが市民投票を発議しても議会において否決されることも想定され、市長発議を規定した常設型の市民投票条例が有効に活用されないこととなります。

素案では、市民請求の必要署名数を厳しく設定しており、また、市長は議会請求が為された場合は必ず投票を実施しなければならないとしていることから、地方自治法の直接請求とのバランスと市長と議会の権限のバランスを考慮し、市民請求及び市長発議による市民投票の実施には、議会の議決を要しないこととしたものですが、前述の請求資格者等の要件と併せ、様々な角度からの検討を要するものです。

**(素案(関連箇所抜粋))**

素案では、議会への協議については規定していません。

**(具体的検討事項)**

市民請求及び市長発議の際に、議会への協議を要するかについて下記の点から検討する。

- ・市民請求と法の規定による直接請求の署名数と市議会の議決の要否のバランス
- ・議員請求と市長発議における、それぞれの市民投票実施の要件

## 【検討事項3 市長の市民投票実施義務】

一般的に、市民請求又は議会請求が市民投票の請求要件を満たしている場合は、市長は市民投票の実施を判断することとなりますが、他市の例では、ほぼすべての団体が要件を満たしていれば、市長に市民投票の実施を課しています。

本市においても、自治基本条例第30条第1項に「市長は、市内に住所を有する市民若しくは議会から請求があったとき、・・・住民投票を実施する。」と規定されていることから、素案では、素案第2条に定める市民投票に付することができる事項で請求要件を満たしているものについては、市長の市民投票の実施義務を規定していますが、他市では、投票の実施には議会への協議を課す例や署名数の要件を設ける例などがあることから、本条の他の項との関連も含め、検討を要すものです。

(素案(関連箇所抜粋))

(市民投票の請求等)

第4条 ~ (略) ~

4 市長は、第1項の規定による市民からの請求(以下「市民請求」という。)又は第2項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったときは、その請求の内容が第2条の各号の規定に該当する場合を除き、市民投票を実施しなければならない。

(具体的検討事項)

市民請求及び議会請求の際に、市長に投票実施を義務とするかについて下記の点から検討する。

- ・市民請求、議会請求と市長発議の必要な手続きのバランス
- ・素案の本条の他項の規定とのバランス



## 【検討事項4 同一事項の請求・発議の制限】

常設型の市民投票条例の規定にもとづき、請求の手続きが開始されている場合や実際に投票が実施されたときに、投票事項と同一の事項又は同一と認められる事項について、一定の期間、請求及び発議の制限をかける規定が設けられています。

市民投票に関する請求等の手続きが既に行なわれている場合に、さらに同時期に実質的に同一と認められる事項の請求等が行われることは、例えば、賛成派と反対派が同時に署名を求めることも可能となるなど、署名収集に支障が生じ、結果として市民投票の結果への不信感が生じることも想定されます。このことから、一部の団体では、請求、発議中は同一事項の請求等を制限している例もあります。一方、この規定は、例えば市民投票の実施を阻止したい団体が、常に請求を繰り返すことにより、実質的に市民投票の実施を妨害することも可能となる一面があります。

また、市民投票の実施に至るまでには、様々な立場の人々の労力が費やされていることから、投票結果は市民の総意として尊重されるべきものであり、その結果が各人の意図に反することを理由に短期間に同一事項の発議又は請求を行うことは、市政を混乱させる要因となるものです。さらに、投票結果を行政手続きに沿って実現するためには、一定の期間が必要となることから、他市の例では、市民投票が実施された事項について、再請求及び発議の制限期間を設けている団体が多数あります。制限の期間については、投票結果を行政に反映するには、予算面などから少なくとも2年程度は必要となることから、2年とする例が他市では多数を占めています。

素案では、前段の請求の手続きが開始されている事項に関する制限は、その規定が意図していない使われ方をする恐れがあることから、その影響を考慮したうえで制限は規定しないものとし、後段の市民投票が既に行われた事項については、同一事項又は実質的に同一と認められる事項についての市民投票の請求及び発議を2年間制限することとしたものでありますが、地方自治法による直接請求には再発議について、特別な制限がないことなどから、検討を要するものです。

(素案(関連箇所抜粋))

(市民等請求及び市長発議の制限期間)

第21条 この条例による市民投票が実施された場合(第18条第1項の規定により市民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示された日から2年が経過するまでの間は、同一の事項又は実質的に同一と認められる事項について市民請求若しくは議会請求又は市長発議を行うことはできないものとする。

(具体的検討事項)

同一事項の請求・発議の制限を規定するかについて下記の点から検討する。

- ・ 請求手続き中の案件の制限
- ・ 投票を実施した事項の制限と期間

(参考：他市の例)

## 請求資格者等及びその要件

- ・市民 ... 1/3 から 1/50 の間で規定され、1/6 とする市が多数である。
- ・議会 ... 1市を除いて 1/12 となっている。議決は全て 1/2 である。
- ・市長 ... 14市のうち 10市で、市長発議が行える。

## 議会への協議

- ・2市で議会との協議等が義務付けられている。

## 市長の市民投票の実施義務

- ・すべての市で義務付けられているが、うち2市には特殊な要件が設けられている。

## 請求、発議の制限

- ・14市のうち 12市で市民投票が実施された事項に対して制限が設けられている。
- ・14市のうち 2市で、請求手続き中の事項に対して制限が設けられている。

市名	請求資格者等及びその要件				議会への協議	市長の実施義務	請求発議の制限
	市民	議会		市長			
		提案	議決				
川口市素案	1/6	1/12	1/2				2年
富士見市	1/5	1/3	1/2				2年
広島市	1/10						2年
坂戸市	1/6						2年
豊中市	1/6						
川崎市	1/10	1/12	1/2		(注1)	(注1)	(注2)
高浜市	1/3	1/12	1/2				2年
桐生市	1/6						2年
山陽小野田市	1/6	1/12	1/2				2年
大和市	1/3	1/12	1/2				2年
防府市	1/3	1/12	1/2				2年
北広島市	1/6	1/12	1/2				2年(注3)
宮古市	1/5	1/12	1/2				2年
小諸市	1/50	1/12	1/2		(注4)	(注4)	2年

(注1) 市民請求及び市長発議は議会との協議を要する。議会との協議の結果、議員の3分の2以上の者の反対があるときは、投票は実施されない。

(注2) 既に発議に係る手続きが開始されている場合においては、実質的に同一と認められる事項について、住民投票を発議することはできない。

(注3) 市民投票が実施された場合(2年)のほか、市民投票の実施に係る請求の日から投票結果の告示の日までの間は、同一の事項について、市民投票の実施を請求することはできない。

(注4) 市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、投票を実施しなければならない。また、市民請求の署名数が4分の1を超えたときは、議決を必要としない。

## 川口市市民投票条例策定委員会 重要項目④ 「投票及び開票の方法」

### 1 投票の形式

「二者択一で賛否を問う形式」 「賛成又は反対を問う形式」を含む ( 12市 )	「二者択一で賛否を問う形式」 + 「3以上の選択肢から一つを選択する形式」 ( 2市 )
川口市素案、富士見市、広島市、坂戸市、川崎市、高浜市、桐生市、 山陽小野田市、防府市、北広島市、宮古市、小諸市	豊中市、大和市

### 2 投票の期日

期間	31日～90日の間 ( 5市 )	～90日を越えない日 ( 7市 )	60日以降の特定日 ( 2市 )
同日投票			
同日投票...可 ( 13市 )	川口市素案、富士見市、坂戸市、 防府市、北広島市	広島市、豊中市、桐生市、 山陽小野田市、大和市、小諸市	川崎市 ... 選挙の期日と同じ日 高浜市 ... 最も近い日曜日
同日投票...不可 ( 1市 )		宮古市	

### 3 投票の方法

投票の基本的事項 ...

1人1票の秘密投票 (11市)、規定なし(3市)

投票用紙の記載方法 ...

所定の欄に○ (10市)、所定の文字を (川崎市)、賛否を自書 (広島市)、 ×を記載 (坂戸市、桐生市)

代理投票 ... 規定あり (12市)、規定なし(広島市、山陽小野田市)

期日前投票 ... 規定あり (13市)、規定なし(桐生市)

不在者投票 ... 規定あり (14市)

---

(素案) 上記のうち、太線下線の規定

### 4 無効投票

所定の用紙を用いないもの(12市)

(所定の記号・文字)以外の事項を記載したもの(12市)

(所定の記号・文字)のほか、他事を記載したもの(10市)

(所定の記号・文字)を投票用紙の複数の選択肢の欄に記載したもの(12市)

(所定の記号・文字)を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの(12市)

白紙投票(8市)

(所定の記号・文字)を自書しないもの(5市)

(所定の記号・文字)のいずれも記載しないもの(北広島市)

その他選挙管理委員会が無効と認めたもの(宮古市)

---

(素案) から までを除外事項とする

## 川口市市民投票条例策定委員会 重要項目 「投票及び開票の方法」

## 【趣旨】

市民投票の実施に関し、投票の方法に関連する事項として、投票の形式、投票の期日、投票の方法、無効投票について主に定めるものです。

投票の形式は、市民投票に付する事項を投票資格者の投票に図る際に、選択式や記述式などどのような形式とするかを定めるものとなります。

また、投票の期日については、投票日を規定するとともに、公職選挙法の選挙活動との兼ね合いから、他の選挙との同日投票の可否に関する事項が一般的には定められています。

さらに、投票の方法の基本事項として、投票用紙の記載、代理投票等が定められています。

なお、開票の方法における重要事項としては、市民投票の成立要件と開票の有無の関連が挙げられますが、これについては、成立要件と併せて重要項目 において検討することとします。

## (素案)

## (市民投票の形式)

第5条 市民投票に付する事項は、二者択一で賛否を問う形式のものでなければならない。

## (市民投票の期日)

第8条 市民投票の期日(以下「投票日」という。)は、第4条第5項の規定による通知のあった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内で、選挙管理委員会が定め、公表するものとする。ただし、当該投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、埼玉県議会の議員若しくは長の選挙又は市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたとき又は変更したときは、当該投票日その他規則で定める事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

## (投票の方法)

第13条 市民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 投票人は、投票用紙の二つの選択肢から一つを選択し、所定の欄に自らの記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙の所定の欄に記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。

4 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

## (無効投票)

第14条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) の記号以外の事項を記載したもの
- (3) の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) の記号を投票用紙の二つの選択肢の欄に記載したもの
- (5) の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

## (概要)

市民投票における投票の方法として第5条には、市民投票の形式を規定しています。市民投票の形式とは、市民投票に付する事項を、どのような形式で投票資格者に問うか定めるものです。素案では、二者択一で賛否を問う形式でのみ投票を行うことと定めていることから、3以上の選択肢から一つを選ぶなどのその他の形式による投票は行えないこととなります。

第8条では、市民投票の期日として、投票日、他の選挙との同日投票、投票日の告示について定めています。同条第1項では、投票の期日について、投票事務の準備期間及び投票運動の期間を十分に確保することを考え、第4条第5項の規定による通知のあった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内で、選挙管理委員会が定めることとしています。

また、他の選挙との同日投票では、公職選挙法による選挙運動の制限などの影響が生じるおそれがあります。このことから、市民投票の投票日に、衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、埼玉県の議会の議員若しくは長の選挙又は市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるとき、または選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができることを同項に規定しているものです。

同条第2項では、選挙日の告示に関する規定となっています。告示は選挙日を明確にするとともに、広く周知するために行うこととし、素案では、選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたとき又は変更したときは、当該投票日その他規則で定める事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならないとしています。

第13条は、市民投票の方法の基本的な事項として、1人1票、秘密投票、代理投票、期日前投票及び不在者投票を規定しています。

素案では、第1項に市民投票は1人1票で秘密投票とすることを定め、第2項は投票用紙の記載形式について、素案第5条により市民投票に付することができる事項は、二者択一で賛否を問う形式としていることから、投票用紙の二つの選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら の記号を記載しなければならないと定めているものです。

第3項及び第4項では、他の選挙と同様に、身体の故障等の理由による代理投票、職務若しくは業務に従事する等の理由による期日前投票又は不在者投票を行うことができ、その詳細は規則で定めることとしています。

第14条は、市民投票に係る投票用紙の記載に関する無効投票を定めています。

素案では、前述の投票の形式、投票用紙の記載形式の規定から、次の事項を無効と定めています。

- ・ 所定の用紙を用いないもの
- ・ の記号以外の事項を記載したもの
- ・ の記号のほか他事を記載したもの
- ・ の記号を投票用紙の二つの選択肢の欄に記載したもの
- ・ の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- ・ 白紙投票

素案では、上記の規定としていますが、他市ではこれらのほか、市民投票の形式に3以上の選択肢を認める例があり、また、市民投票の期日を他の選挙と同日とすることを基本とする例もあります。

**【検討事項 1 投票の形式】**

市民投票の形式については、市民投票に付する事項を、どのような選択肢で投票資格者に問うかを定めるものです。この事項は、投票用紙の記載方法や無効投票とも関連するもので、市民投票が市民の意思を明確にし、その結果を市政運営に有効に反映するためには、投票者が選択しやすく、その意思が明確に現れる形式とすることに、特に留意し定めることが求められます。

市民投票に付される事項に対する市民の意見は多種多様であり、自由記述式などによる意見の把握が必要であるとも考えられます。しかし、市民投票は、市民の意見を市政に反映する最終的な手段であると考えられることから、その結果は市民総意の意思として明確に判断が付くものでなければなりません。

また、二者択一の賛否を問う形式以外の方式とした場合、設問の解釈に個人差が生じ、意図しない回答を選択してしまう可能性や恣意的な誘導が行われる恐れもあります。

これらのことから、素案では、二者択一で賛否を問う形式とするものですが、他市の例では、二者択一で賛否を問う形式を基本とし、市長が必要と認めたときは事案により3以上の選択肢から一つを選択する形式によることができる例も参考に、検討を要するものです。

(素案(関連箇所抜粋))

(市民投票の形式)

第5条 市民投票に付する事項は、二者択一で賛否を問う形式のものでなければならない。

(具体的検討事項)

市民投票の形式を下記の点から検討する。

- ・二者択一のみ認めるか、3以上の選択肢を認めるか
- ・賛否を問う形式とするか

(参考：投票の形式)

二者択一で賛否を問う形式

賛成又は反対を問う形式

賛成又は反対を問う形式とのみ規定されており、二者択一とは規定されていないもの。

3以上の選択肢から一つを選択する形式

二者択一で賛否を問う形式を基本として、特に認められるときは3以上の選択肢から一つを選択する形式とすることができるもの。

市名				その他
川口市素案				
富士見市				
広島市				
坂戸市				
豊中市				市長が必要と認めたときは、3以上の選択肢
川崎市				賛成又は反対を問う形式
高浜市				
桐生市				
山陽小野田市				
大和市				住民が容易に内容を理解できるような設問
防府市				
北広島市				賛成又は反対を問う形式
宮古市				
小諸市				



## 【検討事項 2 投票の期日】

市民投票の期日は、投票日をいつにするか、他の選挙との同日投票の可否、投票日の告示について定めるものです。市民投票において投票率を上げるためには、投票資格者が投票しやすい日を選ぶことが重要な要素となります。このためには、幅を持たせた期間から、状況に応じて投票に最適な日をその都度決めることが一般的な例となっています。

また、この投票日として選択できる期間を定める際には、投票の事務準備に要する期間、さらに投票運動を行う期間を十分に確保することが求められます。これらのバランスを考慮し、他団体では、投票告示日から90日までの間で選挙管理委員会が定めるとする例が多数を占めています。

次に同日投票の可否については、市民投票の期日が他の選挙との同日となる場合は、公職選挙法の規定により、一定の政治活動が禁止されることから、投票運動に支障を来す恐れがある一方、選挙経費の節減や投票率の向上などのメリットが見込まれます。このため、多くの団体では、他の選挙と投票期日が同日となる場合には、投票日を変更することができるとする例が多数を占め、一部には同日選挙を認めない団体や同日選挙を基本とする団体があります。

素案は、投票日については投票事務の準備及び投票運動の期間の確保を明確にするため、30日を経過した日から90日の間で選挙管理委員会が定めるものとし、同日投票については、市民投票に付する事項によっては投票日の変更が必要になると考え、投票日を変更することができることを定めるものですが、他団体では同日選挙を基本とするなどの例もあることから、選挙経費の節減等の同日選挙のメリットも考慮し、検討を要するものです。

(素案(関連箇所抜粋))

(市民投票の期日)

第8条 市民投票の期日(以下「投票日」という。)は、第4条第5項の規定による通知のあった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内で、選挙管理委員会が定め、公表するものとする。ただし、当該投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、埼玉県議会の議員若しくは長の選挙又は市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたとき又は変更したときは、当該投票日その他規則で定める事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

(具体的検討事項)

市民投票の期日に関し、投票日の規定及び同日投票の可否について下記の点から検討する。

- ・市民投票の準備事務期間と投票運動期間のバランス
- ・選挙における選挙運動の制限
- ・市民投票に係る経費
- ・市民投票の投票率の向上

## (参考：投票の期日)

31日～90日

- ・14市のうち5市で実質的に31日から90日の間としている。  
(30日を経過した日から90日を越えない範囲内、31日以後60日以内)

90日を越えない範囲内

- ・14市のうち7市では、始期は定めずに終期のみ90日以内と定めている。

60日を経過した日後

- ・2市では60日以後の特定の日を規定している。

同日投票の可否

- ・14市のうち13市で他の選挙との同日投票を行うことができる。
- ・1市は同日投票を制限し、他の選挙の投票日以外の日でなければならないとしている。

市名	投票日			同日投票	その他
川口市素案					
富士見市					
広島市					
坂戸市					
豊中市					
川崎市			(注1)		同日選挙を基本とする
高浜市			(注2)		
桐生市					
山陽小野田市					
大和市					
防府市					
北広島市					
宮古市				x	
小諸市					

(注1) 60日を経過した日後初めて行われる市の区域の全部をその実施区域に含む選挙の期日と同じ日を住民投票の期日とするものとする。

(注2) 60日を経過した日から最も近い日曜日とする。

## 【検討事項3 投票の方法】

投票の方法に関する事項のうち、条例に直接規定する基本的な事項として、1人1票、秘密投票のほか、投票用紙の記載、代理投票、不在者投票などの投票に関する投票資格者の権利について定めるものです。

投票資格者の持つ票数は平等に1人1票とし、秘密投票により投票者の自由な意思による投票権の行使の確保を目的として、他団体では条例に明記することが一般的な例となっています。

また、市民の意思の確認方法としては投票のほか、挙手等も考えられますが、本件は市民投票条例の策定を目的としていることから、当然に、投票によるものとしています。

重要事項の検討事項1「投票の形式」において素案第5条では、二者択一で賛否を問う形式としています。これは、市民投票の形式とは、市民投票に付する事項を、どのような形式で投票資格者に問うかを定めるものであり、投票者が選択しやすく、また、その意思が明確に現れる形式とすることを考慮したものです。このことから、投票の方法についても同様に、設問の解釈に個人差が生じ、意図しない回答を選択してしまう可能性や恣意的な誘導が行われることを極力排することに留意し定めることが必要となります。

また、市民投票は最終的な市民の意思を投票により決するひとつの方法であることから、できるだけ多くの投票資格者が投票の権利を行使できるように、選挙と同様に代理投票、期日前投票、不在者投票を認めている例が他団体では多数となっています。

素案では、本市における市民投票は最終的な市民の意思の確認を行うことを目的に実施されるものであることから、公職選挙法による選挙と同様に厳正な制度とするため、1人1票の秘密投票と明記し定め、投票用紙への記載方法は、誤解が生じる恐れが少なく、また選択しやすいように、あらかじめ二つの選択肢が記載された投票用紙の所定の欄に を記載する方法としています。さらに投票資格者の投票の機会を確保することを優先し、一般的に選挙で用意されている代理投票、期日前投票及び不在者投票を行うこととするものですが、市民投票制度と選挙制度との相違を勘案し、検討を要するものです。

(素案(関連箇所抜粋))

(投票の方法)

第13条 市民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 投票人は、投票用紙の二つの選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙の所定の欄に の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。

4 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

( 具体的検討事項 )

市民投票の方法における基本事項を下記の点から検討する。

- ・ 市民投票制度と選挙制度の差異
- ・ 素案第5条に定める投票の形式との整合
- ・ 投票資格者の投票における錯誤等の防止

( 参考：投票の方法 )

投票の基本的事項

- ・ 14市のうち11市で、1人1票の秘密投票を条例に規定している。

投票用紙への記載方法

- ・ 14市のうち10市で、所定の欄に を記載する方式を定めている。
- ・ 2市が、 ×を記載する方式となっている。
- ・ 賛否を自署、所定の文字を としている団体が各1市となっている。

代理投票

- ・ 14市のうち12市で代理投票を規定している。

期日前投票

- ・ 14市のうち1市のみ期日前投票を規定していない。

不在者投票

- ・ すべての市で規定されている。

市 名	投票の基本的事項		投票用紙 記載方法	代理 投票	期日前 投票	不在者 投票
	1人1票	秘密投票				
川口市素案			所定の欄に			
富士見市			所定の欄に			
広島市			賛否を自書			
坂戸市			×を記載			
豊中市			所定の欄に			
川崎市			所定の文字を			
高浜市			所定の欄に			
桐生市			×を記載			
山陽小野田市			所定の欄に			
大和市			所定の欄に			
防府市			所定の欄に			
北広島市			所定の欄に			
宮古市			所定の欄に			
小諸市			所定の欄に			

## 【検討事項4 無効投票】

市民投票は、市民の意思を確認する最終的な制度であることから、市民の意思が明確に現れる投票の形式であることが求められる一方、厳正公正な取扱いが同時に求められることから、投票結果に疑義が生じる要素は可能な限り排除しておくことが必要となります。

市民投票において無効となる投票は、投票資格者がその意思を、投票を通じ表明したものを無効とするものであることから、あらかじめ無効となる基準を明確にすることにより、疑義が生じることのないようにするものです。

この無効投票については、他団体では条例ではなく規則により規定している団体も見受けられますが、多数の団体では市民投票条例に規定しています。これは、無効投票は、投票資格者が投票の権利を行使した結果を、投票後に無効とするものであり、重要な事項であることから、条例への規定が必要と考えられることによるものです。

無効投票の内容としては、他団体の例では大別して、1人1票の原則から配布された紙以外を用いた場合、指定の記号以外のことを記載した場合、投票資格者の意思が判別できない場合に無効投票と定めているものです。

素案では、無効投票の判断は重要な事項であることから条例にて、無効投票となる事項を6項目定めていますが、重要事項の検討事項1「投票の形式」における二者択一で賛否を問う形式、検討事項3「投票の方法」における投票用紙への記載との整合性などを考慮し、検討を要するものです。

## (素案(関連箇所抜粋))

## (無効投票)

第14条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) の記号以外の事項を記載したもの
- (3) の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) の記号を投票用紙の二つの選択肢の欄に記載したもの
- (5) の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

## (具体的検討事項)

無効投票の規定をどのような規定とするかについて下記の点から検討する。

- ・公職選挙法との整合
- ・素案第5条に定める投票の形式との整合
- ・素案第13条第2項に定める投票用紙への記載との整合

(参考：投票の形式)

- 所定の用紙を用いないもの
- (所定の記号・文字)以外の事項を記載したもの
- (所定の記号・文字)のほか、他事を記載したもの
- (所定の記号・文字)を投票用紙の(二つ)の選択肢の欄に記載したもの
- (所定の記号・文字)を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- 白紙投票
- (所定の記号・文字)を自書しないもの
- (所定の記号・文字)のいずれも記載しないもの
- その他選挙管理委員会が無効と認めたもの

市 名										そ の 他
川口市素案										
富士見市										
広島市										
坂戸市										
豊中市										
川崎市										
高浜市										
桐生市										規則
山陽小野田市										
大和市										
防府市										
北広島市										規則
宮古市										規則
小諸市										